

入札要綱書

エネルギーセンター

（目 的）

第1条 この要綱は、高槻市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、高槻市財務規則及びその他関係法令並びに、この要綱書、入札通知書等を遵守しなければならない。

2 入札者は、入札に際し、入札担当者の指示に従い円滑な入札に協力し、いやくも不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

（入札保証金）

第3条 入札保証金は、免除とする。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額（総額）の100分の3に相当する額以上を徴収する。

（入札の手続）

第4条 入札参加者は、別に定める入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所に、入札書類を提出しなければならない。

2 入札書の記載金額は、見積もる金額の110分の100に相当する金額とする。

3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行までに届け出なければならない。これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の中止等）

第7条 入札参加者が、連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。

- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し又は取りやめることがある。

(開 札)

第8条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において入札参加者の中から選定した開札立会人を立ち会わせて執行する。

- 2 入札参加者は、開札を傍聴することができる。
- 3 選定された開札立会人が欠席した場合は、入札担当以外の職員が立ち会いする。
- 4 開札立会人は、当該開札終了後「開札立会人確認書」により、公正かつ適正な入札であったことを確認する。

(無効の入札)

第9条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印を欠く入札
- (2) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの
- (3) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (5) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記具で記入した入札
- (6) 予定価格を入札前に公表する入札で、予定価格を上回る入札
- (7) 談合情報のうち落札予定者が一致し落札予定金額が一致又はほぼ一致する入札
- (8) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- (9) あらかじめ入札辞退届を提出した者の行った入札
- (10) 指名停止措置を受けている者の行った入札
- (11) 入札金額の桁の取り違い等表示上の錯誤と認められる入札
- (12) その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(落札者の決定)

第10条 入札の結果、入札金額（総額）が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合の落札者の決定

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字を記載する。
- (2) 入札立会人により2桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同額入札者に業者番号順で番号を付ける。(0, 1, 2・・・)
- (4) 同額入札者が記載した数字の合計に乱数を加え、同額入札者数で除し、余りの数字と同じ番号のものを落札者とする。
- (5) 入札書に数字が記載されていないものは0とみなす。

(契約保証金)

第12条 契約金額の100分の5に相当する額以上とする。

(契約保証金の免除)

第13条 次のいずれかに該当する者は、契約保証金を免除することができる。

- (1) 高槻市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した者
- (2) 高槻市を被保証人とする工事履行保証契約を保険会社と締結した者
- (3) 高槻市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、過去2年の間に2回以上締結し、全て誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(契約保証金の還付)

第14条 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。

(契約保証金の帰属等)

第15条 契約保証金を納付した者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、当該契約保証金は本市に帰属するものとする。

- 2 第13条の規定により契約保証金の納付を免除された者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、契約金額の100分の5に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、当該契約書に記名押印し、落札決定の日から速やかに契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が指定した場合は、その指定日までに提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、その資格を失う。

(異議の申し立て)

第17条 入札した者は、入札後において仕様書、その他について不明又は錯誤等を理由に、当該入札に関し異議を申し立てることができない。

(その他)

第18条 入札に関しては、全て入札担当職員の指示に従うこと。